

## 令和5年度第1回函館市教育振興審議会 会議録

日 時	令和5年5月24日（水） 18:30～19:10
場 所	函館市役所 8階第2会議室
出 席 （委員）	小松委員，花田委員，寺本委員，高間委員，田上委員， 清水委員，駒野委員，向委員，川口委員，竹内委員，豊田委員 （11名）
（事務局）	藤井教育長，小笠原学校教育部長，横田生涯学習部次長， 宮田生涯学習部次長，金野教育政策推進室長， 櫛田教育政策課長，鈴木主査，蝦名主任主事（8名）
傍聴者	なし

### 1 開会

（会長）

ただ今から，令和5年度第1回函館市教育振興審議会を開催する。

本日の会議は，函館市情報公開条例第26条の規定に基づき原則公開となる。本日の議事等は，非公開となる内容がないと考えられるため，全ての会議が公開となる。

会議終了後には，発言の要旨を取りまとめた会議録を作成し，公表することとなるので，ご承知おき願いたい。会議録は，後日，出席された委員の方全員に確認していただく予定である。

本日の出欠の状況だが，審議会委員15人中11人の委員の出席となっており，函館市教育振興審議会条例第6条第3項の規定により，半数以上の方に出席いただいていることから，会議が成立していることをお知らせする。

（事務局）

・それでは開催にあたり，

函館市教育委員会 教育長 藤井壽夫からご挨拶申し上げます。

（教育長 挨拶）

続いて，新たに就任された委員を紹介する。

田上委員，清水委員。

委員の任期については，令和5年8月31日までとなる。

続いて，新たに教育委員会に異動となった事務局職員を紹介する。

横田生涯学習部次長，宮田生涯学習部次長，櫛田教育政策課長。

### 2 説明

（会長）

次第の2「説明」に移る。

今回、新たに就任された委員もいることから、審議会、教育振興基本計画および教育行政執行方針について事務局から説明願う。

(事務局)

概要のみ説明させていただく。詳細については配付資料で確認いただきたい。

はじめに、函館市教育振興審議会について説明する。

<資料1「函館市教育振興審議会条例」に基づき説明>

続いて資料2「函館市教育振興審議会運営要綱」をご覧ください。

本資料では、審議会の運営に関し、必要な事項が定められているので後ほどご確認いただきたい。

続いて、函館市教育振興基本計画について説明する。

<資料3「函館市教育振興基本計画（概要版）」に基づき説明>

最後に、令和5年度教育行政執行方針について説明する。

例年、年度初めの審議会では説明している教育行政執行方針につきましては、教育長が新年度に取り組む内容について市議会で述べるものだが、本年は市長選に係り6月定例会で述べることとなる。委員の皆様へは追って送付させていただく。

(会長)

ただいま事務局から、資料1から資料3に基づき説明があったが、委員の皆様から質問などがあればお願いします。

(委員)

—特になし—

### 3 諮問

(会長)

それでは、次第の3「諮問」に入る。

事務局よろしくお願いします。

(事務局)

諮問については、教育長から行うので、小松会長は、会長席後方に移動願う。

《「令和5年度（2023年度）教育委員会の事務の点検および評価報告書（案）について（令和4年度（2022年度）対象）」教育長から会長へ諮問文を手交》

《事務局から各委員へ諮問文の写しを配付》

この後、教育長、生涯学習部次長は、退出させていただく。

(会長)

ただいまの教育委員会からの諮問の内容について、事務局から説明願う。

(事務局)

諮問、令和5年度(2023年度)教育委員会の事務の点検および評価報告書（案）について説明する。

教育委員会の事務の点検および評価報告書については、「地方教育行政の組織及

び運営に関する法律」第26条に規定されているもので、教育委員会が、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検および評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとなっている。点検および評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、具体的には、この後開催する、点検評価部会においてご審議をいただき、答申案をとりまとめたうえで、本審議会において答申を決定いただく。

#### 4 議事

(会長)

それでは、次第の4「議事」に入る。

専門部会の委員の指名についての審議になる。

はじめに、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

専門部会の委員の指名について説明する。

<資料1「函館市教育振興審議会条例」および資料2「函館市教育振興審議会運営要綱」およびに基づき説明>

(会長)

事務局から、説明があったが、質問はよろしいか。

(委員)

—特になし—

(会長)

では、専門部会の委員の指名について、私から行わせていただく。

<別紙「令和5年度 函館市教育振興審議会委員名簿」の配付>

今回、委員の交代があったので、今、お配りした名簿のとおり、点検評価部会は、花田委員を部会長に計9名、学校再編部会は、私、小松を部会長に計6名の委員で構成したいと考えているが、よろしいか。

(委員)

—異議なし—

#### 5 その他

(会長)

次に、次第の5「その他」に移る

今年度の審議会の開催予定について、事務局から説明願う。

(事務局)

令和5年度の審議会の開催予定について説明する。

<資料4「令和5年度教育振興審議会開催予定」に基づき説明>

(会長)

ただいま事務局から、説明があったが、質問などがあればお願いします。

(委員)

—特になし—

(会長)

「その他」として委員の皆様から何かあるか。

(A委員)

「令和5年度(2023年度)教育委員会の事務の点検および評価報告書(案)」は、各学校で作成しているのか。

(会長)

原案については、教育委員会の事務の点検および評価なので、事務局で作成しこの後、点検評価部会において内容を精査および審議するものである。

(A委員)

評価を事務局が行うのはおかしいのではないか。

(会長)

外部の人間だけでは、詳しい事務のことを知り、それを一つずつ評価をしていくには膨大な時間が必要であるため、事務局で案を作成し、それを点検評価部会で精査する流れをとっている。

(A委員)

事務局が評価しているからほとんど「○」がつくのか。

(会長)

そうではない。その評価についても妥当かどうか、点検評価部会で審議する。しかし、私は、ここ数年、事務局の評価は厳しいと思っている。自己点検だから厳しくなってしまうのかもしれないが。決して甘すぎるとは思わない。

(A委員)

自己評価はおかしいと思う。

(事務局)

先ほど、配付した「令和5年度(2023年度)教育委員会の事務の点検および評価報告書(案)」の4ページをご覧いただきたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条に、教育委員会は毎年、その権限の属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い〜とあり、第26条の2に教育委員会は前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。とある。

これに基づき、点検評価を行い、報告書を作成している。

(会長)

この後、点検評価部会で審議し、その後全体会でも答申を審議するので、その際に意見をいただければと思う。

(会長)

他にあるか。

(B委員)

このあと点検評価部会で話し合うが、基本的には、函館市教育振興基本計画の項目に基づく各事業ごとに一枚のシートとして担当部署が作成しているものの集まりである。評価について、最も評価の高い「◎」となった事業が数個しかない年度もあり、大変厳しい評価となっている。実際にやった人間だからこそ厳しくつける。点検評価部会としては、その評価も含め、今年度も客観的にみさせてもらう。

(会長)

この審議会は、先ほど事務局から説明のあったとおり、教育委員会からの諮問事項に対する調査審議機関として設置されている。

具体的には、本日諮問のあった教育委員会の活動状況などについての点検・評価や、学校再編に関わる調査審議などである。

## 6 閉会

(会長)

本日は、委員の皆様のご協力により、滞りなく終了することができた。

以上をもって、令和5年度第1回函館市教育振興審議会を終了する。